

平成 26 年度第 1 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】平成 26 年度第 1 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】平成 26 年 4 月 7 日(月)14 時～17 時 00 分 市役所第 1 庁舎第 2 委員会室

【主な議題】 1. 古賀市公募型補助金交付要綱の改正について
2. 古賀市公募型補助金審査要領の改正について
3. 今後のスケジュールについて
4. その他

【傍聴者数】0 人

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、三上伸充委員、山崎あづさ委員、村上知子委員

事務局：財政課長 星野孝一、財政課財政係長 割石直人、財政係 真崎剛二

福祉課 保護係 藤本奈保子

【庶務担当部署名】総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
【古賀市公募型補助金交付要綱の改正について】	
1	疑義・確認事項
2	要綱本文
3	別表
4	様式第 2 号（概要書）
5	様式第 3 号（企画書）
6	様式第 4 号（収支計画書）
7	様式第 8 号（実績報告書）
8	様式第 9 号（収支報告書）
9	請求書
10	概算交付通知
【古賀市公募型補助金審査要領の改正について】	
11	疑義・確認事項
12	要領本文
13	担当課意見書
14	別紙 2（1 次結果通知）
15	別紙 3（プレゼン審査票）
【今後のスケジュールについて】	
16	スケジュール案
【参考資料】	
17	補助金交付規則

【会議の内容】

（事務局）それでは、定刻になったので、ただいまから平成 26 年度第 1 回目の古賀市補助金審査委員会を開催する。委員会開催に当たり、最初に 4 月 1 日の人事異動で人員が変更しているので紹介させていただく。私が財政課長を拝命した星野。隣が財政係長の割石。今まで担当していた藤本がサンコスモ保健福祉部に異動になり、次回から正式に隣の真崎が担当することになった。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。この 4 月から公募型補助金の事業が実際に始まっている。その効果については今後、検証していく必要があると思うが、来年度の事業の採択が今後もあるので、その事業採択の基準となる要綱等を微修正していきたいと思い、事務局案を添

付させていただいている。皆さんの御意見をいただければと思うので、どうぞよろしくお願いする。
それでは、委員長議事進行をお願いします。

(宗像委員長) 時間の関係もあるので、早速次第に沿って進めさせていただく。公募型補助金交付要綱の改正について、事務局より説明をお願いします。

～ 事務局より、資料1～資料10を用いて説明 ～

(宗像委員長) 要綱に関しての問題点、それに対して事務局の見解の説明をいただいた。事務局案について、委員の皆様から意見をちょうだいできればと思っているが、委員の皆さんいかがか。

(今村副委員長) 資料1のP2。第4条第2項について市外で事業を行った場合どのように扱うのかという問題だが、古賀市外でも活動する団体であれば、十分に可能性があると思う。国際協力については相手が市外にいたので、合理的な理由が成立すると思う。

市民の税金を活用しているということもあるので市内に限るという事にしたほうが説明はつきやすいと思うが、そうすると改正したものは使えない制度になってしまう。事務局の見解で書いてあるような、感じが妥当である気がする。

(宗像委員長) その他、何か意見があれば追加をお願いします。

(今村副委員長) 古賀市外でも活動している団体として想定できるのはNPO法人であると思うが、活動が広がるほど古賀市内の活動がメインかどうか、わからなくなる可能性もあるという気がする。古賀市の補助事業なので、古賀市内でどれだけ活動したかのみ報告してくれば良いという方法もあるのかもしれない。古賀市内で活動した分だけの報告が上がってくるので、補助金を活用して活動ができていくかどうかというところが見えれば、単純な話、広く募集をかけているかどうかで判断するのも1つかと思う。

(宗像委員長) 市外での活動としてその他の委員の方はどうか。資料に対象者の欄を追加したということだが、これにより実績報告でも対象者を記載してもらうことで、様式3号の企画書どおりに行われているか確認することができるので、この件に対しては一応対応できるのではないか。

(今村副委員長) まず、市内がメインかどうかという話はなかなかわかりにくいだろうと思う。市外の活動も提出させていると、結果的に市外のほうが多くなることはあり得ると思う。ただ、それは数の大小という話ではなく、古賀市にいかに関与したかという話だと思うので、その判断をすれば良いのではないかと思う。応募の時には、例えば市内の学校を中心という応募でなければいけないので心配ないが、古賀市の補助金で作成した作成物を活用して、市外で事業展開するというのに対して私は良いと思う。駄目という話になると事業展開が難しくなると思う。古賀市の補助金で作成した物を古賀市外で別に使っても良いと思うが、古賀市にきちんと還元してもらうことが大事ではないか。古賀市で事業計画が組まれているかどうかという話と実績があるかどうかという話がわかれば、良いのではないか。初めから申請書の中に古賀市内でやる予定でなければちょっと待つてくださいという話になるが、基本的に市内で活動しようということが見えれば、良いのではないか。市内で活動しなかった場合で事情を聞いて努力が足りなかった時には、返還もありうるのかと思う。それを明文化したほうが良いのか、審査会が判断すれば良いのかということになると思うが、その辺はどのように考えているのか。

(事務局) 補助金により作成した成果物などは市外でも使う可能性があると思うが、古賀市にどのように貢献したかについて重きを置きたいと思っている。古賀市でこういうものができたということを広報等でPRされ、市内での活動の努力が見えれば補助した意味もあるのかなと考えている。

(宗像委員長) では、市内限定ではなく市外で活用されたとしても、それは良いと考える。古賀市に

どれだけ貢献したかをしっかり見たいということ。この点に関して、その他の委員の方どうぞ。

(三上委員) 要綱第 3 条で市内活動を行っていることが基本になっており、企画書で対象者を書くようになってはいるが、努力して市外での活動にやむを得ない理由があった時には、還付までにはならないと思う。ただ最初から悪意があって、古賀市内を対象にしながら實際上、市外で活動することを考えていた場合は許されないのでは還付が発生すると思う。

(宗像委員長) 他委員からコメントがなければ、要綱第 4 条はこれでよいか。それでは、今出てきた意見をこの委員会の意見としてご報告させていただく。

その他について意見はないか。補助金の減免に関して、こちらのほうも補助金等の重複に関して意見をいただきたいとなっているが、この点について何かコメントがあれば願います。

(山崎委員) これも意見のところにも書いてあるが収支報告に記入してもらいわかればよいので、1 つの事柄が 2 つ重複して受けているわけではない話なのだと思う。1 団体が違う種類の補助を受けているということがわかるように記載していただいて、あとは中身の判断でということによいと思うが、それ以上に特に問題点があるのか。

(事務局) 補助金の重複という言葉が日本語として正確ではないとは思いますが、例えば 100 万円の 1 つの事業があり、古賀市からどちらも要件を満たすような補助金があり、どちらも 30 万ずつ出るとなった場合に、事務局として疑問に思った部分もあった。委員のおっしゃったように重複ではないので、きちんと収入に記載すれば問題ないと事務局としても考える。あともう 1 点、共催について、公募型補助金も出てかつ減免も受けるといった場合に問題があるのかと質問があったので記入しているが、問題ないものとして事務局も考えている。補助金や減免など同じ事業の中で受けられるのは、それだけ必要とされている事業だと考えることもできる。事務局としても委員の方の意見で確認をしたいぐらいの意味で考えていただければと思っている。

(事務局) 減免について少しわかりにくかったかもしれないが、古賀市の公共施設を使う場合、各々条例等があり減免規定を設けている。公共施設の減免と公募型補助金というものは、別のものと考えていただければと思う。あくまでも施設の減免についてはその担当課が条例等で減免規定を設けているので、公募型補助金とは別に減免の可否については、各担当課で判断してもらおう。

(宗像委員長) 事務局より今の説明があったが、いかがか。

(今村副委員長) 会場費を当初予算で計上して減免になった場合、費用を使わないので返還になるのか。

(事務局) 最初に例えば減免がない状態で申請し、補助金の概算払いを行っておれば、最終的に事業完了し実績報告を行う際に、減免の金額で計上した場合はその差額については返還していただくことになると思う。

(今村副委員長) それなら異議なし。重複していないと思う。例えばその事業で施設利用が減免になるがどうかは、計画の段階ではわからない場合がほとんどではないかと思う。今、事務局が話されたように施設の条例等に基づいて、減免になった場合、その計上した差額分に関しては返還等してもらえばいいという話にすれば、問題無いのではないか。

また、「国または地方公共団体の共催によるものでないこと」という条件は、共催でなければいいという意味か。確かにグレーゾーンもあると思う。補助金や助成金、施設の免除・減免などはわかりやすいが、例えば実行委員会がある。市町村など行政側と市民団体とが一緒にまじっている実行委員会主催となった時は見分けがつきにくい。実行委員会は共催の仕組みではないのでとりあえずオッケーにする手もあるが、実行委員会の難しいところで行政が事務局を握っていて、ほぼ行政がやっている場合と基本的には民間とか NPO ボランティア主導で行政も席の一つでしている場合があり、その区別が難しい。そういう場合にどうするのか。今、新たな課題を投げってしまったかもしれ

ない。共催をどのように扱うのか。例えば当該事業の実施について国地方公共団体の事業ではないものとすればよいのかどうか。意図は理解できるが、細かく決めなくてもその都度の判断でもよいような気がする。

(宗像委員長) 委員からコメントについてどうか。事務局の方から何かあれば意見を願います。

(事務局) その都度、判断するしかないと思っている。その辺りについては実際に申請していただき、審査委員会の中の評価の判断にゆだねるしかないと考えている。例えば行政側が事務をほぼ行っている実行委員会が提案したとしても、恐らく審査委員会として良い点はつかないだろうと思っているので、そこは臨機応変に対応していくしかないと思う。

(三上委員) 使用料減免を共催ということに含めるかということは、施設使用料については条例等に基づいて減らすだけの話だから問題は無いと思う。その事業に対する指導や指示がある訳ではないので、共催の意味にならない。要綱第4条第2項(5)についてだが、これは国と地方公共団体に限定して共催は駄目ということで、民間の補助金で共催するようなことは問題ないのか。

(事務局) 問題ない。

(三上委員) 民間の補助金は良いということであれば、1つの事業に対して補助金が2ヵ所から来ることもあり得ると思う。

(事務局) 補助金等を民間等からいただいてやる分に関しては実績報告に収入を記入してもらうこととなっているので、その他の収入が大きくなればなるほど、公募型補助金の実績報告でその分が減額となると思われる。収支をどのようにやるかということで、その中に別の補助金が入っていてもそこは構わない。

(宗像委員長) その他に意見はないか。補助金の重複に関して、特にコメントがなければ、今まで委員から出た意見に基づいて検討していただければと思う。他の部分で、意見等があれば願います。

(今村副委員長) 資料1のP4の要綱第15条について、実績報告に関して何日以内に提出すればいいのかという取り決めは必要無いと思うが、事務局としては何日以内に提出してほしいという希望があるのか。

(事務局) 特段、何日以内というのはないが、ある程度明記してもらわないと困るという話があった。例えば3月末まで事業される場合、補助金の出納閉鎖までには確実に精算する必要がある。

(今村副委員長) 明文化する必要はなく、別の形で説明をすれば良いと思う。例えば10日程度で出してください等、柔軟に対応すればよいのではないかと。心配なら期限を設けておいてもいいと思うが、あまり要綱に記載する話ではないと思う。

(宗像委員長) 要綱には「速やかに」とこちらの意図するところを伝えておき、団体に通知するときなどに10日以内なり、日程を指定すれば良いのではないかと。

(事務局) そのように対応させていただく。

(宗像委員長) その他、実績報告関係の要綱第15条はいかがか。資料7や資料8について修正が加えられている。そちらと併せて確認をお願いします。具体的には資料番号をつける、支出に関して、対象外経費についても記載するように変更したといったことだが、どうか。

要綱第15条関係は特段、問題はないか。

(今村副委員長) その他の部分で。資料1のP3要綱第9条と併せて資料5の企画書について、やはり内部目標を掲げる方が多かった。資料5の目標のところ以外に外に向かってと書いてあるが、できれば期待される効果のところにも書いておいたほうが良いと思う。目標が外に向かっていたら良いのではないかと話もあるが、確かに目標と期待される効果が連動するのは連動すると思うが、念のため書いておいたほうが良いと思う。あくまで社会に対してどのように貢献するのが、やはり重要だと思うので目標と併せて期待される効果にも、いわゆる外部成果というか、そういったものを書い

てくださいという文言があるとよいと思う。一方で事業終了後の展開に関しては、それぞれあると思うのでこういう書き方でも良いのではないかと思う。

(宗像委員長) 目標のところだけではなく、期待される効果のところにも社会にどれだけ貢献できるのかという記載が必要ではないかという意見だったが、このあたりに関して事務局としてはいかがか。

(事務局) はい、指摘のとおりにする。

(宗像委員長) その他 9 条関係で見えていくと、他は指摘に対して見解が述べてあるが特段問題はなさそう。

(三上委員) 資料 1 の P3 の要綱 9 条第 1 項第 6 号について。文言に「これに代わると市長が認めるもの」を追加するとあるが、この記述方法は正しいのか。

(事務局) まだ政策法務とは詰めておらず案として書いているので、今後、政策法務と協議しながら適切な文言に訂正していく。

(宗像委員長) この構成員名簿ですが、恐らく各団体で持っている名簿があれば基本的にはそれを提出してもらおうが、何百人の場合に今回の申請のために、新しく作り直したものでなくても構わないという理解でよろしいか。

(事務局) 前年度もそういった何百人というケースで名簿の提出が困難だったというような意見をいただいた。古賀市の方が過半数であることがわかれば良いので全体数何名うち古賀市民何名と記入してもらい、これに相違ないということで代表者印をもらうような形でも構わないと考えている。昨年度、確か 800 名程度の名簿でエクセル等により作成していれば問題ないのかなと思うが、個人情報をついばい載せている名簿しかなく、それを提出することに抵抗があったようだ。古賀市内の方か市外の方がわかれば良いので、余計な部分を削除していただければ良いが、処理になっていない方にとってはそれが難しかったのかもしれない。

(今村副委員長) 構成員の過半数が市内に在住していることが補助対象団体の要件になっている以上、確認作業されているのか。

(事務局) 昨年度はチェックし、過半数であることを確認した。

(今村副委員長) であれば、構成員名簿を提出していただかないと仕方がないのではないか。データでも良いと言われたか。

(事務局) 800 人のケースはデータでも良いと申し上げた。住所の載っているデータしかないと言われたので、それを印刷して提出いただいたが、住所や電話番号まで提出したくないと言われた。それは表から削除していただいたら良いと申し上げたのだが、どうか。

(今村副委員長) 古賀市民が一定の割合いるという確認を事務局としてどの程度重視するのかが、やはり大きいという気がする。名簿の提出を簡略化することにはリスクがあると思う。市内在住の構成員が過半数いることの確認が出来なくなるので、やはり規定を設けている以上は提出していただかないと確認しようがない。例えば NPO 法人の場合は、誰がどこに住んでいるということは特に関係なく、10 人以上いるかの確認が取れば良いという話なので、10 人以上の名簿だけで良いとなっている。ちなみにその 800 人の団体は総会とかどうしているのか本当に構成員が 800 人なのか確認したほうが良いのではないか。

(事務局) 一応、規約を確認したところ構成員の扱いとなっていた。ただ総会をどのように運営しているかまでは確認していない。全員参加ではない気がするが、委任状を出されたりしている可能性もある。

(宗像委員長) 人数が多い場合に関して、他の委員の方はいかがか。

(山崎委員) 名簿の提出を求めたほうが良いと思う。例外を作ってしまうと、何か問題が起きた時に

提出を求める根拠がなくなってしまう。それを要件にしている以上は提出を求めるべき。

(宗像委員長) 構成員の過半数が古賀市内にいるという要件を考慮した場合、名簿を全員分提出するべきという意見が強いようだ。資料 2 の要綱第 9 条に追加している文言については修正するという事でお願いします。

(今村副委員長) 補助金の申請用に名簿を作ってくださいと言った方が良いのでは。基本的に住所を書くようになっているのか。古賀に住んでいるかどうかの確認ができれば良いのであれば、古賀市〇〇までなど、申請用に作成してもらおうようにしてもらえないかと思う。

(宗像委員長) 要綱第 9 条についていかがか。他の項目で何か気がついた点があれば。

(三上委員) 要綱第 5 条の関係。別表が修正されているが、備考として記載されていた人権費、食料費、備品購入費は補助対象外といった文言が今回改正案では記載されていない。

(事務局) 資料には別表内だけを記載しており、枠外の備考については記載していないが変えるつもりつもりはないので、そのまま備考は記載する。

(三上委員) 資料 6 の様式第 4 号についてだが、補助対象経費を B 補助対象外経費を C であげて、合計が D で A と同額になるが、補助金そのものは B の経費の中で 50 万以下ということで上がってくることになると思う。そのあたりの計算について、この様式では出てこないのではないか。

(事務局) 収入に関しては公募型補助金の対象外と対象のものをはっきり分ける事が困難だろうというところから、収入が 1 本になっている。支出が 2 つに分かれているということは、特にこういったものを公募型補助金の対象にあてなさいと伝えていないので、公募型補助金以外のものから収入があった場合、対象外経費からあてていくことになるだろうと思う。あとはもう単純に引き算という形で公募型補助金の金額が算出できるので、その辺までは様式に記入していただかなくてもかまわないと考えている。後は書く方が慣れてないところもあって、この中には収入と支出の合計があってない方も出てくると思うが、そのあたりについては実績報告の際に、ある程度、担当課や事務局から話をさせていただくなり、対応していこうと思っている。

(三上委員) 要するに公募型補助金の E という金額を算出しないで合計だけあわせることになるのか。E の金額は B より少ない金額で 50 万未満の金額が上がってくるはずだということで、あとは算式があって、引いたら E という金額が出るということはわからないのか。収入合計と支出合計で合わせるしかないのか。

(事務局) この表ではそのつもりで作っている。

(三上委員) 従前では公募型補助金がいくらと算式で出すようにしてあった。改正前の時は、補助対象しかあげないということで支出合計から収入合計を引いて補助金額がわかった。今回のこの表になったら出てこないということか。

(事務局) この収支計画書はその補助金の金額がいくらかというより、事業全体の収支計画書を記載していただきたいという中でこういう書式になっている。実際の補助金の額等に関しては申請書の 1 枚目などに金額を記載する形になっているので、そこに金額を書く際に計算されて提出していただければと思う。

(三上委員) チェック項目としては補助対象経費 B の金額同額以下が、E の金額としてチェックされるということで良いか。

(事務局) 他にも収入がある可能性がある。そうなってくると事業対象外から公募型補助金を除く収入を引いた額を算出し、その残りの収入額を補助対象経費から引き、最終的に補助対象経費の残りが公募型補助金の金額と同額になるような形にはなると思う。

(山崎委員) 前回まではその団体としての活動の予算書とか決算書の資料が出た上で、団体としての活動の収支は一応資料が出た上で、補助対象事業についてだけの支出予定とその事業から収入予定

という形で収支計画出していたでいた。それを今回のような形にすると、複雑になってしまい補助対象事業がわかりづらくなるのではないかと。前年度のような形の方がシンプルでわかりやすいのではないかと。提出していただいた予算書と内容が同じになってしまうのではないかと。

(事務局) 予算書では団体全体の予算が出てきているが、実際に公募型補助金の対象となる事業そのものを見た時に、昨年度も食糧費だとか市の補助対象外の経費についても出したいという事業があった。その辺りを除いて、収入があるにもかかわらずその分は補助対象外経費に充てるということで記載されないとなってくると、事業全体が見えにくかったりもするので、この事業そのものをどの様に行っていくのかということを見るため、このような収支の計画表を出していただくような形に修正させていただいた。

(宗像委員長) この点いかがですか。前回の方が見やすかったという指摘もある中で、事業の全体像を把握するためにも対象外経費の記載が必要だという回答だが。

(今村副委員長) また説明会はするの。実際、団体によっては、対象の経費であるかどうかわからない話もあったりすると思う。この辺のフォローが出来ればこういうやり方もありかなと思う。これでやってみて、もし団体も審査会も混乱する話になれば止めればよいと思う。全体を把握することに関してどうしてもやりにくいというのは、今の説明でなんとなく理解できた。補助金の枠の中でやってないという事業も結構多いという事か。

(三上委員) この表で対象外経費も把握したいということで運営費は入れていけないということよいか。人権費、食料品、直接関係する備品購入費は収支計画書に記入して良いが、運営費は記入対象外で良いか。直接必要な経費を記入してもらい全体を掴みたいことだと、運営費をその中に入れてしまっは論外になってしまう。

(事務局) イメージしているのは、中には人件費というか参加された方に多少のお金を渡したりする例もあるみたいなので、そういったものは別の収入のところできちんとやってもらえれば良いかなと思う。そういうものを対象外のところに記載していただくということで事業全体が把握できるのかと思っている。逆にそういったものが無駄に高くなっていけば、そこを抑えて収入を事業そのものに持って行くことで事業が成り立つのではないかなど審査の判断として活用できると思っている。

(三上委員) 団体の運営費は記入の対象から除外されないと、全体の把握がちょっとおかしなことになるのではないかと。どうか。

(事務局) おっしゃるとおり、あくまでもこの事業にかかわる部分が記入対象になる。

(今村副委員長) 団体は結構書くのが大変だろうと思う。事業費か管理費かの話になったときは、事業費ということで。しかもその補助金を申請する事業の事業費を書いてもらう。ただ通常だったらその補助金の枠の中で事業を行うという形で考えられるはずが、実際は補助金の枠を超えているものが結構多く、書いてもらわないと把握はできないということだろうと思う。こういう書き方をまずやってみるか、もしくは別に用意する方がよいのか意見が分かれるところ。団体にとっては非常に記入が難しくなったかもしれないと思う。

(事務局) 新しい様式を提案させていただいたが、審査委員会として審査する際に、やはりこの様式では複雑過ぎるから前の様式が良いといった審査しやすさについて伺いたい。

(宗像委員長) いかがか。今回いただいているこの資料 6 で審査するのと昨年の書式でやるのでは、どっちのほうの方がより審査しやすいか。

(山崎委員) 意図とおりに記載されていけば情報が多いうほうが良いので、正しく記載されていけば新しいほうが良いと思う。しかし、これと団体としての予算書で整合性が取れていないなど、内容に誤解等あればそこから整理しなくてはいけなくなるので、そこはちゃんと団体にきちんとこの書き方を理解してもらい、きちんとしたものが上がってくれば、こちらの方が私は助かるかなと思う。

(宗像委員長) 他の委員の方はいかがか。正しいものが上がってくれば新しい方が見やすいだろうと。ただし、正しいものが上がってこなければ大変だろうっていうことだが、この点については事務局として恐らく事前の指導や、説明のときにチェックしてもらうということになるのではないかと思う。

(事務局) ほとんどの場合、補助対象経費だけを使うことになるのではないか思っている。しかし、事業の中で、どうしても補助対象外の経費けれども支出をしたいというものがあって、そういった場合に補助対象外経費の方も使って、事業全体を記入してもらうような形になると思う。

(今村副委員長) 通常の補助金や助成金は、基本的に補助対象経費だけを書くのがほとんどだと思うので、事業全体を書かせているのは、そんなにはないのではないかなと思う。おっしゃるように、例えば去年の事業で劇団系とかコンサート系のものがそれに当たるのだろうと何となく思い出した。例えば事業全体の予算額が補助金の上限を超えている場合のみ、事業全体の収支も提出して下さいというやり方はいかがか。なぜそのように申し上げているのかというと、審査する側の視点ではなく、この書き方を指導する側の視点に立った時に書く方も教える方も結構大変そうだという事と、ほかの助成金・補助金制度はこういった仕組みになってないということもある。ほぼ補助枠組みのものだけしか出させていないところもあるのではないかなと思うので、様式は去年のような形にした上で、補助金の事業規模が補助額最大額を超えるというような事業については、事業全体の予算書も提出することにすれば整理ができる気もする。そのようなやり方はどうか。

(事務局) 副委員長が言われたとおり、去年と同様の様式を使用し、事業規模が 50 万円を超える部分に対しては、追加で資料を求るようにしたい。現時点でも交付要綱上で別の資料を求めることができるので、そこで運用させていただければと思う。

(今村副委員長) 別途、求めることができるというのは事務局の判断で求めることができるのか。それとも審査会で必要だから次に提出して下さいという形か。

(事務局) 要綱で市長が必要と認める書類という項目があるので、そこで事務局から提出を求めたい。

(今村副委員長) 私は必要とするところ、50 万円を超える事業に求めるということで良いと思う。たしかに去年の審査会をした時の印象として確かに多かった。商工会のお祭り系もそのような感じだったはず。50 万円を超えていたと思う。そういうところは全体像把握という点では確かに山崎委員がおっしゃったように提出されている予算書も大雑把であったので、事業ごとに提出するという視点も必要だと思う。追加資料として求めるというやり方が 1 番良いのではないかと思った。

(宗像委員長) 資金収支計画書に関しては資料 6 ではなく、昨年のもに返し、それで事務局として必要な場合には追加の書類を求めるというような形でよろしいか。

(事務局) おっしゃる通りに修正させていただく。加えて資料 6 の収支計画書の他、資料 8 の収支報告書も資料 6 の様式第 4 号に併せて作っていたので元に戻す。

(宗像委員長) 戻る形になり大きな変更になるが、この点に関して他の委員のコメントがあれば願います。

(三上委員) 対象経費については 50 万円という上限を抜きにして、それが補助対象経費であれば 50 万円に限らず計上し、補助金は 50 万円が最高ということで。後、今言われたのは、対象外経費は別表に記載する。それには運営費は載せない。

(宗像委員長) 時間も推してきているが、その他いかがか。

(今村副委員長) 資料 1 の P4、要綱第 12 条の選考結果の公表のところだが、補助金交付団体として選ばれたという話と、昨年度の実績報告のときのコメントと両方という話について。今のところはコメントと点数は公表していないことだか。情報公開請求で見ることにはできるかもしれないが、ホームページで公表したり、文書で通知したりしていないのか。公表については労力がかからなけ

ればやったほうが良いと思う。例えば点数とかっていうのは個別の点数という話ではなくて、審査会としての点数という話で、多分、情報公開請求すれば個別の点数もわかると思うが、審査委員一人一人の点数ではなく、審査会での平均点数は公表しても良いと思うし、コメントも別に公表して良いのでは。1個1個伝えるというやり方をするのか公表するというやり方をするのか議論はあると思うが、確かに指摘のとおり公表・コメントとか考えるのであれば、多少時間も手間もかかるが、公表して良いと思う。

(事務局) 公募型補助金のホームページではあげていないが、情報公開のページで議事録はあげている。その議事録の中で委員会としての団体の点数やコメントなどが記載されている。公募型補助金としてするのではなく、議事録での対応とすることでよいか思っている。

(今村副委員長) 結果的に載っているのであれば良いと思う。

(宗像委員長) その他いかがか。要綱第1条に関して、市の目的に合致するという枠をはめる必要がないのではないかという指摘が出ていて、事務局見解としては現状のままということになっているが、この件に関して審査会としては良いか。

(今村副委員長) これはどの位の制限があるかという話で大丈夫。またいわゆる公益的な話であればどこかにつながるところがあって、横断的になっているものはどこかが拾えば良い。大丈夫ではないかと思う。

(宗像委員長) 要綱第4条について補助対象事業について変更しないのかという指摘があり、事務局は平成27年度事業からマスタープランに合わせた形に対応ということだが、何か他の委員の方からコメントがあればお願いします。資料5の(6)でその他の場合、第4次総合振興計画の施策番号をそれに合致する形で記載してもらおうということに変更になっているが、大丈夫か。審査会が見ておくべきところの中で、事務局でこれに関して何かあればお願いしたい。

(事務局) 特にない。

(宗像委員長) ほかの委員の方でこの点についてコメントをしたいとか、質問があればお願いしたい。

(今村副委員長) 資料1のP1の要綱第4条だが、これは今後、平成28年度までに検討するということか。例えば将来的に団体を対象にした委託にするとか、自由提案型や行政提案型みたいな感じするというやり方に関して検討するということか。

(事務局) まずは3年程度、事業の様子を見てから検討していきたい。スケジュールが明確に決まっているわけではない。

(今村副委員長) それで良いと思う。新たなことを導入するという話になれば、仕組みだけのことだけではなく、団体側も行政も準備が必要になる。私の認識では平成28年度までに見直すというスケジュールは厳しいと思う。

(宗像委員長) その他いかがか。ないようでしたら、一つ一つを確認できないが、大きい部分だけ最後、議論の内容を確認したい。一番大きなものは、資料6と資料8の様式が昨年同様になる。要綱第9条第6項の構成員名簿については文言の削除。その他、細かい点もあったと思うが、後はお任せする。一旦、休憩を挟んでこの後要領についての検討をしたいと思う。

～休憩～

(宗像委員長) レジユメの2、公募型補助金審査要領についての審議に移りたい。事務局より説明をお願いします。

～ 事務局より、資料11～資料15を用いて説明 ～

(宗像委員長) 要領の改正について説明があったがいかがか。

(今村副委員長) 第 6 条の「補助事業の決定」について。平均得点 12 点を超えない事業についてはそれで良いと思う。評点 1 点の審査項目を含む事業の取り扱いだが、私の認識では誰かが 1 点をつけたらだと思っていた。全員が 1 点をつけた場合にするのも良いし、だれか 1 人が 1 点をつけた場合でも良いと思う。どっちが良いかと言われれば、全員が 1 点をつけるということはあまり現実的ではないと思う。

(宗像委員長) この点についていかがか。平均得点 12 点を超えない事業については共有されていると思う。評点 1 点の取り扱いだが、私自身もだれか 1 人でも 1 点をつけたらだという理解でいた。全員 1 点という見方も今後考えられると思うが、いかがか。1 人でも 1 点をつければ選定外とする場合、1 人が 1 点つけたらその時点でその事業は終わりになるし、ただ平均得点が 1 点、即ち 5 人全員が 1 点という場合、誰かが 2 点をつければその事業が通ることになる。例えば平均得点 2 点未満を選定外にすれば、3 点をつけた委員が複数人いても 1 点の人が複数人いれば落選となるし、全員が 2 点をつければ、その事業は採択の対象となりえることになる。委員 1 人でも 1 点を付ければ選定外とすることにすれば、1 人の意見の影響力が大き過ぎるというのもある。しかし、全員が 1 点でないと落選しないとなると、それは現実的ではないようなところもあるので、この点は少し検討する必要があると思う。いかがか。せっかくなので他の委員の方も意見を願います。

(今村副委員長) 事務局の解釈でも良いかなと思う。平均得点 12 点を越えなければ落選になることには変わらないので、全員が 1 点をつけなければ落選しないということであれば、逆に 1 点がつけやすくなる。確かに委員長のおっしゃるとおり 1 人でも 1 点となると 1 人の力が強くなるということは納得できた。

(宗像委員長) たしか去年の議論の時に、例えばその必要性という点で評価できないというコメントがあるのに採択するのはあまり良くないという中で、こういうのが出てきたと思う。想定だが、5 人のうち 4 人が必要性で評価ができないということで 1 点をつけても、1 人が必要性で評価 2 をつけたら、他の項目で点数を稼いで平均得点で 12 点を超えれば採択される可能性があるということになってしまう。それは審査会の結果としてはどうかということもあり、こういった規定を設けたと思う。

(今村副委員長) では、委員長提案の平均得点 2 点を上回るか下回るかみたいな話にするというのも、良いのではないか。

(宗像委員長) 今まで意見出てきたが、どうか。

(今村副委員長) 昨年度はたぶん各委員だれかが 1 点をつけたら落選するという認識であったのではないか。昨年度の審査会で 1 点をつけた方はいなかったのではないか。だれかが 1 点をつければ、落選するというのではやはり 1 点をつけることは難しい。

(宗像委員長) 整理させていただくと、たしか平均得点が 12 点を超えないと駄目ということだった。ただ 12 点を出すときに 4 項目のうちオール 3 点だったらまず 12 点ということだったと思うが、ほかの項目で 5 点 5 点、別の項目で 3 点と、4 項目の内 3 項目で 12 点を超えていると 1 つの項目で 1 点の評価できないという点数がついても、トータルしたら 12 点を超えているのだから、それは採択の対象となる。それはあまりよくないだろうということで 1 点がついた事業に関しては落選ということになったと思う。でも、委員の中では 1 点がついた時というのはだれかが 1 点をつけたらだと思っていたので、1 点がつけにくいということはあったと思う。

(事務局) 委員の皆様は 1 人でも 1 点を取ったらという認識だったと思うので、そのままいくのかどうか。ただ、その場合、委員長が言われるように 1 人の意見がちょっと強くなり過ぎると思うので、委員長にはいい提案をしていただいたと思う。

(今村副委員長) 委員長の案が一番、妥当かなという感じがする。1点をつける可能性があり、ただ3点をつける委員もいる。ただ1項目について平均得点が2点を下回るようであれば、事業のバランスを欠いているということで、選定外とするということが妥当だと思う。要領を「平均点が12点を超えるものの各項目を評点の平均点が2点を下回る場合は」などに書き換えればよい。

(宗像委員長) 5人のうち1人が5点をつけて、残りの4人が1点ずつつけて9点なので、それは5で割ると2点を下回る。1人が4点 1人が2点、残り3人が1点だとしても、それは9点にしかならないので2点を下回る。そういう方向でちょっと検討いただければと思う。要領第6条関係でその他はよろしいか。その他、いかがか。要領第1条、第2条はこのとおりのことだが、要領第3条はいかがか。これは資料13の変更点にかかわってくる。資料13では5、6、7が変更されている。5は「様式3号に記載された」という文言が追加され、より明確になったということ。6は新規追加項目として「自己資金調達への努力が最大限なされており、適切な資金計画と言えるか」となっている。この点についてコメントがあればお願いします。併せて7、「複数年度事業の場合は過年度申請額との整合性も確認」が追加されている。

(今村副委員長) ここで言う自己資金調達の方法とは何かということは、特に正式な文書とか条文を入れる必要はないと思うが、担当課の意見書なので担当課がわかっていないといけないと思う。通常、非営利組織、ボランティア団体、NPO法人では、事業収入いわゆる対価収入か寄附金か会費の3つが大体自己資金と言われているものだと思う。

(事務局) 当方のイメージとしては、今、副委員長が言われたようなイメージで、できれば補助金の依存でないかということを見たいと思っており、この文言でも大丈夫か。

(今村副委員長) 大丈夫だと思うが、自己資金とはどういうものを、こういう活動が理解できないと想像できないという方が結構多かったりもするので、この項目の中で括弧書きしたらよいと思う。例えばみたいな感じで。

(事務局) そのようにする。

(宗像委員長) 6は括弧書きを追加しておくということで、7は大丈夫か。複数年事業の場合、過年度申請額との整合性をチェックということだが、同様の事業を繰り返す場合、同じ支出項目が適正な理由もなく増額されていないかなど比較しながら確認したいため、追記したということになっているが、いかがか。その他、要領第3条関係もいかがか。

(今村副委員長) 資料11のP1の②2年目以降の事業についてプレゼンテーション審査は必要ないという形でいくということか。そうすると3年目も同様のことになるということか。補助金をもらう団体と審査会の接点なくなる懸念がある。それについては、いかがか。

(事務局) 一応、その書類審査をしていただいて、疑義を出していただき、それについて事務局から団体に紹介するか、場合によってはヒアリングというようなこともできるように要領を記載している。

(今村副委員長) 報告会の予定はないか。実績報告を出してもらい、補助金をもらってこんな活動をしましたというような報告会とかを開催する予定はないか。

(事務局) ない。

(今村副委員長) 団体が直接こられるケース、例えば報告会の場に入れて、一般の聴衆とあわせて審査会があり、報告会を聞いた上で審査会が審査をするやり方というのが大体だと思うので、そうすると採択する時と実績報告を受ける時に団体と審査会との接点がある。報告会がない現状で、今後やる予定があるかどうかと今後次第だと思うが、今、その二次がないという話になってくると1年目選んだら我々に2年目3年目に関して、自分で見に行く以外は接点がないという話になるのは、再審査としてヒアリングが可能であったとしても、大丈夫か心配。

(事務局) 時間的に余裕がない。昨年度 15 件あり、また今年度も同じぐらいの件数の場合、プレゼンテーションも昨年度は 2 日かかっている状況にあり、調整が困難だと思われる。

(今村副委員長) 了解した。そういった事情もあると思うので、2 次のプレゼンなしでも良いと思う。

(宗像委員長) 他の委員の方、2 年目に関しては書類だけで審査をすることについていかがか。理想としては報告会をして、プレゼンをやってもらい、審査したいと思う。ただ現実問題として、2 年目の団体の 2 次審査もするというと、それだけでプラス 2 日ぐらい出てくることになる。そのあたりの絡みも出てくると思う。

(今村副委員長) 意見として聞いていただければと思うが、多くの団体が 3 年。3 年未満の団体あったか。

(事務局) 15 件中 3 件が単年度。

(今村副委員長) 毎年話でなくても、今年度すぐ対応ができない部分もあると思うが、例えば 3 年後には 3 年間の事業が終了するという団体が出てくる。報告会のやり方もいろいろあると思うが、全団体がプレゼンテーションの報告を聞くとすると 15 件ぐらいしないといけないので、それは大変かもしれない。報告会の開催という方向を少し視野に入れていただきながら、例えば 3 年目終了後の団体に関しては、報告会を行うなど。そうすると準備期間もある。審査員ではないが、那珂川町の補助金の報告会が今度 4 月 11 日に行われる。これは補助金をもらっている団体の報告会が今まで 5 年間ぐらいなかったが、やはりやったほうが良いということのことになった。那珂川町も補助金をもらっている団体が 13 団体ある。最大 7 年までになっているので、5 年目の団体も 3 年目の団体も 1 年目の団体もある。団体全部をやると 12、13 団体になり、報告がすごく大変なので 6 団体だけ行うことにした。年数が長いからそういう事が出来ると思うが、年数が経過している団体から先に 6 団体、報告をしてもらう。補助金をもらっている 3 年間で 1 回は報告があるという状況にするとか、報告会の時間自体、全部の団体がプレゼンテーションをするという話でなくてもいいかなと思う。例えば、プレゼンテーションによる報告は 1 団体 10 分。6 団体で 60 分。例えばプレゼンテーションをしない団体はパネル展示とかで報告するとかあっても良い気はする。2 年目以降のプレゼンテーションの手間とかはあると思うが、このままでは何もなくなってしまう状況になるので、審査会としてあくまでも個人にはなるけれど全く終わった後も接点がないという状況は選ぶ側としても勇気がいる。できれば検討してほしい。今回の話とは関係ないことかもしれないが、仕組みとして検討いただきたい。

(宗像委員長) そうすると二次審査のプレゼンに関してはなかなか難しいので、事務局の提案どおりだが、将来的に事業終了後に報告会のようなものを開催することを一度検討していただきたい。その他いかがか。二次審査のプレゼンに関しては特に求めないとすると、この資料 12 の第 3 条のところの文言がそのまま生きてくると思う。一言一句は確認しないが、審査会として目を通していただければと思う。要領第 3 条第 3 項の再審査について、第 2 項のところでは 2 年目以降の審査については進捗状況や交付申請の内容について確認し審査するようになっており、それを受けて第 3 項に委員会より提出された疑義については必要に応じて回答及び資料の提出を求め、その提出資料に基づき再審査を行うことができるとなっているが、これも従前と変わらないのか。

(事務局) これは書類審査では 2 年目、3 年目の事業についても同じように企画書とか収支計画書を出していただき、それを確認していただくことになるが、書類審査で出た疑義については、事務局から団体に確認し、その回答を得て行う 2 回目の審査を再審査というような形で呼んでいる。

(宗像委員長) 了解した。その再審査で必要がある場合には、団体に聞き取りを行うことができるというのは、団体に来てもらい、話を聞く事が出来るということではよいか。その他、要領に関して何か意見等あればお願いしたい。

では、評点に関するところで、平均得点 2 点未満の項目があった場合、選定外とすることで意見がまとまった。それと報告に関して、将来的に報告会の開催を検討していただきたいというこの 2 点について、意見を出させていただく。では、この要綱についての審議を終わりたい。

次、レジメ 3、スケジュールについて説明お願いしたい。

～事務局より、資料 16 を用いて説明 ～

(宗像委員長) 今、説明いただいたスケジュール案について委員の方から意見があればお願いしたい。次の集まりは当初の予定では 8 月下旬ごろだったが、再度確認するということか。スケジュールに関してよろしいか。その他、全体を通して何か意見質問があればよろしく願います。では、次回の委員会は後日改めて連絡いただけるということで。

以上で、平成 26 年第 1 回補助金審査委員会を終了。

以上